（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第三条　この省令による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第四十三条第十二号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

2　新規則第二百七条第一項第五号ハの規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

○農林水産省令第六十九号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第五項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三東海農政局の項管轄区域の欄中「北設楽郡　宝飯郡」を「北設楽郡」に、「高浜市」を「高浜市　みよし市」に、「額田郡　西加茂郡」を「額田郡」に改め、同表滋賀農政事務所の項管轄区域の欄中「犬上郡　東浅井郡　伊香郡」を「犬上郡」に改め、同表福岡農政事務所の項管轄区域の欄中「太宰府市　前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市　糸島市」に、「糟屋郡　糸島郡」を「糟屋郡」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、別表第三東海農政局の項の改正規定中「高浜市」を「高浜市　みよし市」に、「額田郡　西加茂郡」を「額田郡」に改める部分は同月四日から、「北設楽郡　宝飯郡」を「北設楽郡」に改める部分は同年二月一日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六号書式第十二表及び第十三表を次のように改める。

（十二）

労働者災害補償保険関係		
労働保険番号	船舶所有者の氏名又は名称（印）	備　考

（十三）

雇用保険関係				
被保険者番号	第　　号		船舶所有者の氏名又は名称（印）	備　考
資格取得	資格喪失			
年月日	年月日			
・・	・・			
・・	・・			
・・	・・			
・・	・・			
・・	・・			
・・	・・			
・・	・・			

第十六号書式記載心得第十二表（失業保険金支給関係）の項及び第十三表（失業保険金支給記録）の項を次のように改める。

第十二表（労働者災害補償保険関係）

船舶所有者が記載すること。

第十三表（雇用保険関係）

1　船舶所有者が記載すること。

2　被保険者資格の取得のときは、被保険者番号欄及び資格取得年月日欄に記載すること。

3　被保険者資格の喪失があつたときは、資格喪失年月日欄に記載すること。

第十六号書式船員手帳受有者の心得2中「公認をうける」を「届出をする」に改め、「、失業の認定をうけるとき、失業保険金をうけるとき」を削り、同書式船員手帳受有者の心得5中「、失業の認定をうけるとき、失業保険金をうけるとき」を削る。